

登校・登園許可証

【上伊那版】

年 組 児童・生徒氏名

診断:百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症)・結核
髄膜炎菌性髄膜炎・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症
マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・その他()

登校停止期間: 月 日から 月 日まで

年 月 日

医療機関名

医師名

I 登校・登園許可証が必要な学校感染症(第二種感染症、第三種感染症の一部)

	病名	出席停止期間
1	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
3	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4	風疹	発疹が消失するまで
5	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
6	咽頭結膜熱	主要症状消退後 2 日を経過するまで
7	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
8	急性出血性結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
9	流行性角結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
11	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよければ可
12	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態がよければ可

II 登校・登園許可証の必要でない学校感染症(第三種感染症の一部)

13	伝染性紅斑	全身状態がよければ可
14	手足口病	全身状態が安定していれば可
15	ヘルパンギーナ	全身状態が安定していれば可
16	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状から回復し、全身状態がよければ可

*いずれの場合も、医師が感染の予防上支障がないと認めたときはこの限りではない

*感染予防上問題がなくても、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要である

*1-10は学校保健安全法による法律上の規定 11-16は『学校において予防すべき感染症の解説』による

*インフルエンザについては「インフルエンザ治癒報告書」を利用する

*詳しくは、裏面の「学校において予防すべき感染症の解説」をご参照ください